

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第4回）議事録

- 1 日 時 令和4年9月8日（木曜日）18：30～20：40
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，秋山委員，奥田委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，三浦委員，山下委員
伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，子吉臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員
※欠席：小野委員，小幡委員，加納委員，菅野委員，菊地委員，熊井委員，高橋（淳）委員，西尾委員，支倉委員，阿部（勇）臨時委員，阿部（昌）臨時委員
[事務局]小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），原田精神保健福祉総合センター主幹（代理），薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，高橋青葉区障害高齢課障害者支援係長（代理），天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，富田若林区障害高齢課障害者支援係長（代理），吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主事，五戸主事，篠木主事，成田主事
ほか傍聴者3名

4 内 容

（1）開 会

（2）委員挨拶

（3）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。
お足元の悪い中をお集りいただきまして，ありがとうございます。
また，コロナも依然猛威を振るっておりまして，何か先が見えているような気もするんですが，なかなか落ち着かないというところなんです。条例について，この協議会の議論も，皆様からいろいろご意見をいただく中で視野が広がったり，考えが深まったりしてきているところだと思います。
皆様にたびたびお願いをしておりますが，どうぞこの場でお話しされたことを，戻られて，いろいろな方と交流していただいて，またそこでも議論が広がって，そういったものもお持ちいただければ，より実態に即したものになっていく

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

のかなと、安心して障害者の方も暮らせるような仙台になっていくのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、早速始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 大坂会長，ありがとうございます。

（小西係長） それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしく願いいたします。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より柴田委員の指名があり，承諾を得た。

（5）議事

協議事項

（1）条例の見直しに係る論点の整理について

（2）条例の見直しに係るテーマ別の議論4，5について

協議事項

（1）条例の見直しに係る論点の整理について

（2）条例の見直しに係るテーマ別の議論4について

会長 本日の議事につきましては，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき，公開といたします。

では，議事に入りたいと思います。

次第4の議事に入ります。

なお，19時30分頃になりましたら10分ほど休憩を取りたいと思いますので，どうぞよろしく願いいたします。

それでは，協議事項（1）条例の見直しに係る論点の整理について並びに協議事項（2）条例の見直しに係るテーマ別の議論4について，あわせて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項（1）条例の見直しに係る論点の整理及び協議事項（2）条例の見直しに係るテーマ別の議論4につきましてご説明いたします。

まず，資料1「条例の見直しに係る論点の整理について」をご覧ください。

A3の縦長の資料になります。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

この表は、8月の協議会でもお示ししました仙台市の差別解消条例の各条文について、国の差別解消法、それから国の基本方針のどの部分と対応していて、国がどのような改定をしているか、また、そのために条例の見直しではどこをポイントとして議論していけばいいか、そういったものをまとめたものでございます。

表の上半分なんですけれども、今回網掛けをさせていただいております。これが前回議論した前文、第1章「総則」、第2章「障害を理由とする差別の禁止」についての部分になっております。

今回の協議会では、残りの表の下半分、第3章「障害を理由とする差別を解消するための施策等」についてご議論をお願いいたします。

続きまして、協議事項（2）のうち、条例の見直しに係るテーマ別の議論4につきましてご説明いたします。

資料2-1「条例の見直しに係るテーマ別の議論4」をご覧ください。

議論の4では、1の「議論のテーマ」としまして、第3章のうち、第10条「啓発活動及び交流の促進」、第11条「就労及び雇用に関する支援の充実」、第12条「意思疎通の支援の充実」、第13条「政策形成過程への参画の推進」、第14条「関係機関との連携」についての議論をお願いいたします。

この部分につきましては、2の「論点」にございますとおり、第10条の啓発活動に関して、今後さらなる障害理解の啓発活動や交流を推進するに当たり、どのような取り組みが必要か、第11条から第14条に関して、差別の解消のための基本的な施策について、見直すべき点、新たに盛り込むべき点があるか、そういった視点でご検討いただければと思います。

また、3の「議論のポイント」として箱囲みにポイントをまとめております。

議論のポイントとしては2つあります。

まず1つ目として、条例そのものの見直しに関する視点です。

国の法改正で、地方公共団体は障害を理由とする差別とその解消の取り組みに関する情報、具体的には事例などの収集、整理、提供に努める旨が明記されました。

また、委員の皆様からは、就労の分野を重点的に扱う表現を盛り込むこと、それからページをおめくりいただきまして、意思疎通支援について、宮城県の条例と同様に本人が意思疎通の手段を選択できるような表現を盛り込むこと、学校教育に関する内容を盛り込むこと、そういった点についてご意見をいただいております。

議論のポイントの2つ目として、条例を推進するためにどのような施策が必要かという視点です。

委員の皆様からは、普及啓発に関連して、対象に合わせたわかりやすい表現による周知、それから差別を受けた事例、合理的配慮の体験例の周知、そういったものの必要性、子どもの障害理解教育の必要性についてご意見をいただいております。

そのほか、ヒアリングでは差別解消条例とは別に手話言語条例の制定に関するご意見もいただいたところです。

このような議論のポイントでご意見をいただければと思います。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

なお、資料の後段で、ただいまご説明した議論のポイントに関するこれまでのご意見、それから条例制定時の考え方、国の基本方針の改定案などを整理しております。

これまで委員の皆様、ヒアリングした団体、関係機関からの具体的な取り組みについて様々ご意見をいただいているところですが、もう市のほうですでに実施している取り組みと同じような内容のご意見も多くいただいております。そのため、まず啓発活動とか就労支援に関するこれまでの市の取り組みについて改めてご紹介させていただきまして、その上でさらなる取り組みとか、あと別の視点からの施策などについてご議論いただければと思います。

それでは、まず啓発活動に関して、差別解消条例に係る取り組みについて、8月の協議会でお配りした参考資料の1「令和3年度仙台市障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取り組みについて、これをもとにご説明いたします。

前回の資料ですので、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お手を挙げて事務局にお知らせいただければと思います。皆様お持ちでしょうか。

それでは、今お手元にあるかと思しますので、それをもとにご説明させていただきます。

それでは、今お配りした、もしくはお手元にごございます資料の3ページ、2の「普及啓発・理解促進等に関する主な取り組み」をご覧ください。

まず、(1)の障害理解サポーター事業です。

これは、企業とか団体、一般市民を対象に、障害理解の研修を行い、障害に関するよき理解者としてのサポーターを養成するものです。

事業のポイントとしては、講師が障害当事者であるということで、みずからの体験を交えた講話に、受講者からは「障害のある方の生の声を聞いて、障害について理解が進んだ」など、好評をいただいているところです。昨年度は961名の方に受講いただいたところです。

(2)のココロン・スクールは、若年層からの障害理解を進めるために実施している中高生を対象にしたワークショップです。これも障害当事者に講師になっていただき、講話やグループワークなどを行ってまいります。昨年度は500名以上の生徒さんが受講されています。

ページをおめくりいただきまして、(3)の福祉まつり、ウエルフェアですけれども、12月の障害者週間に、障害に関する作品展、それからその作品に関する表彰、シンポジウムなどを行っているものです。

また、例年ですと10月に勾当台公園市民広場を会場としましてステージ発表とかふれあい製品販売などの屋外イベント、これもまたウエルフェアと言っておりますが、それも行ってありますが、ここ2年はコロナ禍のために中止をしているところでございます。

(4)の市民協働事業、「TOGETHER ACTION PROJECT」、通称TAPと呼んでいま

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

すが、こちらのほうは市内の大型商業施設とか駅前広場などで、手話ソングであるとかドラムサークルなどを行って、障害の有無にかかわらず楽しんで交流すると、そういうイベントになっております。ただ、不特定多数の市民が参加できるということで、これもここ2年はコロナ禍のため中止しておりますが、今年度は児童館など、利用者が限られる場所で手話ソングなどを楽しむイベントとして再開しているところです。

(5)の障害者スポーツを通じた理解促進では、12月の障害者週間に合わせたウエルフェアスポーツという障害者スポーツ体験会を開催しているほか、様々な機会を捉えて個別の体験会を行っております。

(6)の研修講師派遣、(7)のヘルプマーク等の周知、次のページにお進みいただきまして、(8)の障害者週間に合わせた市役所本庁舎吊り看板の設置なども行いまして、障害理解の啓発を進めております。

(9)のウェブを活用した広報の実施、こちらは昨年度から始めたものでして、障害に関心が薄いと言われる10代から30代の若年層に啓発できるように、障害のある方であるとかその支援者の活動や取り組みへの思いを取材した記事、そういったものを掲載したウェブサイトを開設いたしまして、あわせて、そのウェブサイトへ誘導するために、10代から30代をターゲットにしたウェブ広告を実施したというものでございます。

(10)のリーフレットにつきましては、条例制定時以降、様々作成してまいりました。本日、その一部を皆様にお配りしているところです。

その中のピンク色の事例集、ちょっと小さめのものですけれども、こちらのほうは条例制定時に募集した事例をまとめたものでして、次にポイント集というA4のちょっと茶色っぽい冊子もございますけれども、こちらにつきましては、これまで寄せられた相談事例から対応のポイントをまとめたものでございます。

そのほか、「避難所における配慮の手引き」とか、新しい生活様式における障害のある方の困りごと、そういったものを、災害時、コロナ禍など、そうした直面した困りごとに対応できるよう、まとめたものでございます。

それでは、今まで啓発活動についてご紹介してきましたが、次に就労支援の取り組みについてご紹介させていただきます。

こちらは本日お配りしました参考資料の「障害者就労支援に係る取り組みについて」を使いましてご説明させていただきます。

2の「障害者就労支援事業の概要」のところをご覧ください。

仙台市での就労支援は、その図にありますように、図の右上にある一般企業への就労を目指す一般就労の部分、それから就労継続支援事業所でサポートを受けながら働く福祉的就労の部分、そちらが両輪となって就労支援を進めているというところでございます。

お手元の資料、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

ページをおめくりいただきまして、このうち、まず(1)一般就労への移行の促

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

進というところにつきましては、障害者就労支援センター、「はたらぽーと仙台」と呼んでおりますけれども、そちらを中心に、①にある障害者の就労に関する支援、こちらのほうは障害者、家族、支援者、企業などからの相談に対応しているものです。

②の企業の障害者雇用への支援としては、各種セミナー、交流会、そういったものを実施してございます。

次のページにお進みいただきまして、③の就労移行支援事業所など障害福祉サービス事業所の支援力強化、そういったものに取り組むとともに、④の障害者雇用マッチング強化として、業務の掘り起こしであるとか障害者と企業のマッチングを行うなど、多方面から障害者雇用の促進に取り組んでいるところです。

ページをおめくりいただきまして、次に（2）の福祉的就労の充実というところでございます。

①の福祉的就労ステップアップ事業ということで、就労支援事業所で製作されたふれあい製品であるとか、事業所で請け負える清掃とか除草などの役務を紹介するホームページでの情報発信、それから企業への働きかけや、製品の企画提案に関する研修の実施、そういったものを通して、ふれあい製品の魅力向上であるとか、販路拡大のための支援を行っているところでございます。

また、②のふれあい製品フェアであるとか、次のページにお進みいただきまして、③の販売会などを定期的開催いたしまして、ふれあい製品の販売促進に取り組むほか、④の優先調達ということで、市役所内部での物品調達に当たりまして、就労継続支援事業所などから優先的に調達する、そういった福祉的就労に係る工賃向上に向けた支援を行っているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、（3）の障害者就労への理解促進といたしましては、①の障害者雇用貢献事業者の表彰、②の障害者雇用促進セミナー、③のアンテナショップによる広報・啓発、そういったことの実施も行っていただいております。

以上、駆け足で啓発活動、就労支援の取り組みを多方面から実施しているということをご紹介してまいりましたが、これらに関して、さらなる取り組みとか、別の視点からの施策などについて皆様からご議論をいただければと思います。

それでは、条例の見直しに係るテーマ別の議論4のご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項（1）並びに（2）のテーマ別議論4について事務局よりご説明いただきました。

それでは、委員の皆様にご協議いただきますが、事前質問票をいただいている寺田委員さん、細川委員さんからまずお話を伺いたしたいと思います。

寺田委員さん、お願いいたします。

寺田委員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

お手元の資料にあるとおりなのですが、たった今も説明がありました差別解消に向けたいろいろな事例集、こちらについて、差別や合理的配慮などに関する事例集として典型的なよくある事例をわかりやすく説明したよい冊子になっていると思うんですが、今いろいろ取り組んでおられるご説明もありましたが、これまでどのぐらいのところに配布をされているのか、どういったところに配布をさせていただいているのか、その配布の方針と実績がわかれば教えてほしいという質問です。今後もどういうふうに取り組まれますかという質問が1点。

意見としては、例えば障害のある方が行きたいけどなかなか行けていないような飲食店とかコンビニ、スーパーなどの小売店とか映画館、ホール、その他文化・スポーツ・レジャー施設、あらゆるところにこういった情報が伝わっていかないと、なかなか実現しないのかなと思います。この冊子は結構立派なものですので、それをすべて配布するのが難しいのであれば、こういったものがありますよという紹介、スマホ、ホームページなどで中身が見られるような紹介するチラシも作るとか、そういった周知の仕方の工夫をしていただければなという意見です。

そして、説明会のような、飲食店とか中心部のお店とか、とにかくいろいろな機会に情報を知っていただく。こちらから働きかけないとなかなか、関心の強い人が講座とかを受けるだけではなくて、浸透するための相当の努力をしないとなかなかわかっていただけないのかなと思うので、そういう機会をなるべくつくったほうがいいという、これは意見でございます。

そして、具体的に現場でいろいろな個別の対応、非常にきめ細かな対応が必要な場合にどうしたらいいかという場合には、冊子の中ですと一般的な事例が中心ですので、細かい対応の場合は本当に集積した、障害の種類とかお店とか施設の状況をもとに整理されて、検索しやすい、ネットの時代でありますので、そういったサイトなのかアプリなのか、それらも、国のほうでも何かやっていくというお話になっているようでございますが、ぜひそういうのが普及すると、どこの飲食店などでも意識してもらえるのかなというところでございます。

最後に、これは条例制定時にも同じ意見があったようでございますし、広島市などでも実施しているようなんですが、例えば飲食店などで合理的配慮をしているお店ですよという目印になる、丸適マークといいますか、何かそういったマークとかシールとか、認証制度みたいなのがあって、それを公表できたり、あるいはマップになっていたりすると、障害のある方も利用する場所を探しやすいですし、これはお店側にも、宣伝効果といいますか、メリットもあるので、そういったことも施策として検討なさってはいかがかなという意見でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

会長

ありがとうございました。

では、細川委員さん、お願いしたいと思います。

細川委員

仙台市聴覚障害者協会事務局長の細川と申します。

皆さんに今日配布しましたとおり、前回、「聴覚障害者だけではなくてほかの障害者、盲ろう者、たくさんの障害者がスムーズにコミュニケーションできるといい」ということを申しましたが、それに補足したいと思って、今回意見として出させていただきました。

聞こえない人のコミュニケーションは一つだけではありません。コミュニケーション方法もたくさんあります。手話が必要、手話ではない人、いろいろなコミュニケーション方法があります。手話を見ると、日本語に合わせた手話表現しているというのあれば、それとは違い日本語に対応しない、『日本手話』というものもあります。それをぜひ皆さんにご紹介したいと思いました。例えば「梅雨に入る」というような日本の文があるとすると、「梅雨に入る」、入るってどういう意味？それで、手話言語の文法に変える、そうすると「梅雨が始まる」となります。また、「梅雨が明けた」というのは「梅雨が終わる」と表現します。このように日本手話は、日本語とは文系、文体が異なる独自の言語であります。このことが、なぜ手話が言語かという意味ではとても重要なところ です。

とにかく皆さんと仲良くコミュニケーションができるということは良いことだし、大切だということ、また、「手話は言語である」ということは、とても大切なことですし、私たちはそれを自覚しております。アジアの中で手話言語法を制定しているのは、韓国だけです。先進国である日本でも手話言語法を制定していない。そういう意味でも世界からも遅れていると感じております。やはり手話を使って生きていく、そのような意味では、私たちにとって手話言語が広く周知されることが、ろう者にとって社会生活が充実したものとなります。

もう一つあります。補聴器、人工内耳、新しい医療技術は進歩していますが、それでもやはり手話は大切なのです。『手話は命』という言葉は、ずっと持ち続けている私たちの信念なのです。この間の地震のときも、電池がないために補聴器が使えなくなり困ったというように、機器は万能ではないということなのです。

以上です。

会長

ありがとうございました。

今のご意見は、私たちふだんあまりいろいろなことに触れない者にとっては非常に重要な発言ですので、しっかり受け止めていきたいと思ひますし、それから細かいところまでお話をいただいておりますが、これからは細川さんのほうで何かあればどんどん言っていただひて結構でございますし、またこういった文書でいただくのも一つの手だと思ひます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から先程の寺田委員からの質問について回答をお願いします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

（小幡課長） 先ほどの寺田委員からのご質問の部分なんですけれども、事例集をこれまでどことなく配布してきたか、どれくらい配布してきたかというようなところをまず簡単にご回答いたしたいと思います。

このピンクの事例集というのは、先ほども申しあげましたとおり条例制定時に募集した事例をもとに作ったということで、条例制定の前後を中心に各機関に配布させていただいたというところでございます。

当時の送付先につきましては、まず市役所の庁内の関係する各課であるとか、障害福祉関係の団体、障害福祉サービス事業所、それから支援学校、民生委員児童委員の皆さん、それから企業の関係する団体、それから市民センター、労働局、法務局、一部医療機関、そういったところを含めて幅広く配布してきたところございまして、当時1万部を超える配布をしたというところでございます。そのほか、この事例集についてはかなり評判がよかったというところもありまして、各種イベントであるとか各種研修会とか、様々なタイミングで配布していたところございまして、その後に配布した部分については、すみません、数字のところはカウントしていなかったというところです。

今後、こうした事例集も含めて、今後も幅広く配布していくというところで変わりはございませんけれども、今回、法改正で事業者の合理的配慮が義務化されているというところもありますので、今後は特に事業者への周知というところを強化していきたいなというふうには考えております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

この事例集はすごく思い入れがあるものです。漫画で表して、できるだけみんなに興味を持っていただくためにこのように作って見たんですけれども、当事者の皆さんからも色々コメントをいただいたりして作成しました。たしか仙台市の職員の方が書いた漫画だと思うんですけれども、ご協力をいただいて、こういうものを作ったという経緯がございます。

寺田委員さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、柴田委員さんお願いいたします。

柴田委員 自閉症協会の柴田と申します。

今、冊子について、どのくらいどこで配っているかという話が出たんですけれども、先ほど就労支援に関わる取り組みについてという説明を受けたときに、福祉就労のほうの充実で販売会とかふれあい製品フェアとか、そういうところが何回か行われているんですけれども、私も市政だよりのほうでは日にちを見つけて、「あ、やるんだ」ということがわかるんですけれども、そのほかの周知の仕方というか、市政だよりに以外でどのような周知の方法をしているのかということ。どちらかというと、一緒に施設の保護者同士のほうが情報が早いというか、そういうのがあります

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

ので、そうすると障害者の親だけがやはり行くような感じになってしまいますので、市民の方たちには市政だより以外でどのように広報しているか、教えていただきたいと思います。

会 長 事務局，よろしいでしょうか。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

(小幡課長)

こうした販売会ですけれども、当然市政だよりで広報するというのが基本になっておりますが、そのほか、市のホームページに掲載したりであるとか、あとは先ほど福祉的就労ステップアップ事業というふうにお話ししたんですけれども、そこに委託してふれあい製品を紹介するようなホームページの中に「ありすと仙台」というものがありまして、その中でイベントの情報として周知をしたり、その「ありすと仙台」の中のInstagramなども使いまして、今日は販売会をやっているよというような周知をしたりと、あの手この手で周知はしてございます。ただ、やはり口コミに勝る部分はなかなかないのかなというところがありますので、そうした関係する方々からの口コミというところも非常に大事にしていければと思っております。

あと、ふれあい製品フェアであったり、地下鉄仙台駅とか、昨年度から大規模な商業施設、具体的には長町のララガーデンさんなんですけれども、そちらのほうでの販売会も行っておりまして、そういうようなところでは通りすがりの方に買っていただけるという、そういった新たな掘り起こしということは期待できるのかなというふうに考えておりますので、そうした事前の周知と、あと場所でのイベントによる周知というような形で、皆さんにおわかりいただければというふうに考えておりました。

会 長 ありがとうございます。

柴田委員さん，よろしいでしょうか。

周知については、今インスタとかのお話が出ておりましたが、どんどん新しい媒体が出てきておりますので、積極的にみんなで知恵を出していければなというふうに思っております。積極的にぜひやりましょう。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。はい，早坂委員さん，どうぞ。

早坂委員 みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

今回のテーマは幅が広いのですが、一通り意見を言っていていいでしょうか。

会 長 どうぞ。

早坂委員 まず，啓発・広報について，事例集は私も大坂先生と一緒に作らせていただいた

ので、とても思い入れがあります。ぜひいろいろな方に見てほしいと思います。今日も職場で同僚の方に漫画の部分をお見せしたところ、とてもいいと言っていました。

ただ、こういったもの、興味がない方はご覧になっていただけないところが残念なところかなと思います。何か駅など、地下鉄などを利用して、インパクトのあるポスターなどを作って、そこから細かい情報に誘導できるようなQRコードなどを貼り付けて、スマホを使ってサイトなり動画を作って見ていただくとか、そういったふうにやっていけるといいのかなという考えがありました。

次にコミュニケーション、意思疎通について、これは条例文のほうなんですけれども、意思の表示という部分、そこはちょっと双方向のコミュニケーションというのを前回も言わせていただきましたが、少し表示だけではなくお互いのキャッチボールが大切なんだよということを知っていただけるといいかなと思います。

それから、「コミュニケーションは障害の状態に応じて」という文章があるんですけども、先ほど細川さんがおっしゃったように、コミュニケーション方法は本当に様々なんですけども、それは障害の状態だけではなくて、いつ障害を負ったか、生まれつきか、それとも後天的か、または生活してきた環境、そういったものでもコミュニケーション方法が違ってきて、同じ聴力レベルの方であっても、手話を使う方がいればそうでない方もいらっしゃる。盲ろう者となると、もっとたくさんのコミュニケーション方法があって、指点字、手のひら書き、音声と、いろいろなものがあるんですけども、その障害の状態だけではないので、「障害の状態等」みたいな、もう少し幅を持たせられるような表現になるといいのかなと思いました。

そして、最後に就労について、私は今事務職のほうをしているんですけども、職場のほうで合理的配慮として拡大読書器を購入していただきました。とても助かっていて、仕事もスムーズにこなせているんですけども、拡大読書器もいろいろな種類がありますけれども、値段が19万8,000円と、とてもお高いです。これを企業が買うとなると、やはり負担があるのかなという印象があって、就職活動をすに当たっても、自分からお願いするにも少しお値段が高いのでちょっと言いづらい、もしできたらという低姿勢で入ってしまうんですけども、相手のほうもなかなか採用に結びつかないようなことになると、差別の解消に結びつかないのかなと思うので、そういった合理的配慮をするに当たっての支援制度のような、補助制度のようなものがあるといいのではないかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

いろいろなお話をいただいております、最初のところは、正直な話をすると、さっきインスタとかという話が出ていましたけれども、いろいろな障害者の方の作品であるとか、作っておられる日用品とかを見ると、「わあ！」という、「これどうやって作ったんだろう」とか、「これどうやって書いたんだろう」とかというものも

あったり、それから実際手に取るととても使いやすいようなものがあったりして、「これいいよね」なんていう、また最初は自分の分だけ買ったけど家族の分もとかって、取られちゃったからと、そういうこととかもよくあるんですけども、何かそういう情報を、仙台市でやっているほかの分野のところにちょこっと載せていただいたりしても私はすごくいいかなというふうに思うんですね。今の早坂さんのアイデアでいうと、そこにQRコードか何かを載せて、つながっていくと、すごくいいかなというふうに思っていて、私はそういったものをどんどん紹介していくことが、「これは障害者の方が作ったんですよ」じゃなくて、いろいろなところに混ぜていくと、とってもおもしろいことになるのかなと思っています。役所の人には異動するから残念というのがあるんですけども、異動するからいいところもあって、異動した際にはこの話をぜひ思い出していただいて、何かできればいいかなと。ポスターの端っこに載るでもいいので、そんなことがあると少しずつ変わるのかなと思うので、うれしくお話を聞かせていただいております。

あと、最後のところの、いろいろな必要なものですね、就労に当たって必要なものについてというときには、これは重層的な支援で、たぶん国と、県もおやりになっていて、それからできれば市もと、重層的にやっていくといいんですけども、情報提供できるといいのかなと思っています。ありがとうございます。

ほかにございますか。はい、お願いいたします。

成田委員

ここねつとの成田と申します。

私、前回の第3回で啓発活動に近い研修とかを開催できたらいいのではないのかと言っていたんですけども、障害理解サポーター養成研修事業のフォローアップ研修に私も参加したことがあります。初めて参加したとき、こういう研修があって、しかも当事者の方が講師をやるというのはすごくいいなと思いました。

ここからちょっと細かい話になってしまうんですけども、フォローアップ研修のときに用意していただいた資料は、とてもわかりやすくまとめられていて、たぶん自分で資料を作成するのがちょっと難しい人とか、資料を読むのが苦手な人でもやりやすいなと思いました。

そして、さらに思ったのが、その資料にまとめられてるところプラス、それぞれの個人の障害特性とか、その障害特性で困ってきたエピソードとか、配慮してほしいところとかを自由に記入できる欄といいますか、記載方法は個人の特性とか障害に合った表現方法でいいと思うんですけども、それらを追加してもらえると、もうちょっと障害のことを知らない人にもその人の障害が伝わりやすいし、その人個人の障害に特化した専門的なことがお伝えできるんじゃないかなと思いました。

あと、私の職場でやっている研修とかは、そういう資料を発表の当事者の方が自分でほぼ一から作成している状態なので、結構詳しくエピソードとか配慮してほしいことが記載されているので、そのほうがわかりやすいかなと思いました。

以上です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

会 長 成田さん、今経験からご意見をいただいたんですけども、成田さんのおっしゃっていることをみんなで共有しておいたほうがいいものだなというふうに思いましたので、事務局で共有をよろしく願いしていいですか。

事 務 局 障害企画課，小幡でございます。

(小幡課長) 今成田委員からお話いただいたのは、障害理解サポーター事業で講師の方が実際に研修に行ったときに説明に使う資料のことかなと思いますけれども、そちらは仙台市の事務局のほうで原本を持っておりますので、この会が終わった段階でデータでお送りできればと思いますので、ぜひご覧いただければと思います。

障害理解サポーター、先ほどもお話ししましたが、当事者の方がある程度シナリオに沿って、障害のこと、合理的配慮のことなどをご説明していただくんですけども、その中で、やはり説得力を持たせるために、自分の障害について語ったりとか、あと自分でこんな体験をしたんだというところも織り交ぜながらしゃべっていくというような内容になっております。やはり障害のある方の生の声が聞けるというようなところが評判として返ってきていますので、皆さんにすごくいいお話をいただいているなというふうにこちらの事務局としては考えているものです。ぜひ皆さんにもご覧になっていただいて、共有できればと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、佐々木委員さん、お願いしてよろしいでしょうか。

佐々木委員 遅れて到着して申し訳ございませんでした。歯科医師会の佐々木です。

条例の周知をするに当たってちょっと考えていたことがあって、初めて条例を作った前回のときよりも、やはり改正した今回のほうが周知って結構難しいような気がするんですよ。最初、新たにこれができるという周知って結構トピックス的に大きいので、それで一般市民への啓発とか啓蒙活動とか、宣伝するというのはSNSなりテレビなり、こういう事例集みたいなのを作っていただいて周知するというのは手段としてはあると思うんですけども、やはりいろいろ考えてみると、まずは身内からというか、例えば僕らの団体の中の周知徹底を図っていきたいなと思っているのと、あとはやはり仙台市、その関連団体の人間は誰がどう聞かれても改正点を説明できるぐらいまで周知徹底していかないと、やはりなかなか広まらないのかななんて思っていたりしました。何かとりとめのない話なんですけれども、まずは身内から固めていくのが手っ取り早いような気がします。

会 長 ありがとうございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

歯科医院は、私の感覚ですけど、受診するのにためらったり、治療される方も大変だったりということで、障害のある人にとっては敷居が高いと感じている人が多いと思います。そういうところで周知していただけるというのは、敷居が低くなっていいなと思って、積極的なご発言として感謝いたします。よろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。はい、山下委員さん、お願ひします。

山下委員

シャロームの会の山下と申します。よろしくお願ひいたします。

啓発活動のところ、成田委員から先ほどお話がありましたが、私も障害理解サポーター養成研修の講師をさせていただいております。先週、ちょうど久しぶりに講師をさせていただいたところでした。そして、啓発活動のときに、私の体験から思うことをお話しさせていただいたりしているんですが、私は自分が精神疾患を発症する前は、精神障害についての知識がなかったので、精神障害というのは自分とは関係ないものだと思込んでいました。そんな自分が発症して、もう何が何だか本当にもうわけがわからなくなってしまっ、て、「ああ、もう自分の人生は終わった」と絶望しました。そして、自分の病気や障害を受け入れるまで何年も何年も時間がかかりました。

自分の体験から思うことは、障害理解サポーター養成研修のような研修はとても大切だと思いますし、やはり子どもの頃からの障害理解教育というのが重要だと思っています。私は本当に何も知りませんでした。そこで、条例に学校教育に関する内容を盛り込むことが重要だと考えています。先ほど中高生のココロン・スクールの取り組みをお聞きして、それはとてもすてきな、継続していただきたいなと思うのと、やはり小学校の低学年のうちから継続的な障害理解教育が必要で、年齢に応じたカリキュラムを作成すること、そして一番大切なことは、障害を持つ当事者と交流しながら学ぶことだと思っています。私も障害を持つ当事者の一人として、できることをやっていきたいと思っています。

以上です。

会長

ありがとうございました。

山下委員さんは、成田委員の意見を聞いて、ご自分の体験ということでお話をいただきました。ありがとうございます。

ほかに。それでは、熊谷委員さん、よろしくお願ひいたします。

熊谷委員

家庭福祉会の理事長をやっている熊谷でございます。

私はいくらいいものを作っても、途中からそれを学んでもなかなか入らないので、やはり基本的には学校教育だと私は昔から思っていました。関心が無い人にいくらいい雑誌を作って配布しても、それはただのごみなんですね。ごみをごみにならないように生かすためには、やはりふだんから何らかの折に関心を持つように、やは

り学校教育が基本だと思っています。

私もこの業界に入るまでは、全く福祉業界は無知でした。入ってみてびっくりしましたね。これだけ皆さん大勢の方が真剣に取り組んでやっているんだなということがわかったんですけども、わからない人は本当にわからないです。ですからその辺は、大変失礼ですけども、いいものを作っても、例えば仏をつくっても魂を入れなければただの道具ですよ。やはり魂を入れるためには、もっと授業を、考えを変えてやらないといけないと思います。いかに関心を持たせるか、学校教育をいかにしていくか、やはりその辺に集約されてくるかなと思いましたので、よろしくをお願いいたします。

会長 熊谷委員さん、ありがとうございました。山下委員さんの意見を受けてということでのご発言だったと思います。

19時30分になりましたので、議事の途中ですが10分ほど休憩を入れさせていただきたいと思います。

再開は40分ということにいたします。よろしくをお願いいたします。

（休憩）

会長 では、再開いたします。

次の議題に移りたいと思うんですが、その前に教育のことが出ておりました。教育委員会から秋山委員さんが出ておられますので、ご意見を伺いたいと思いますが、私、いろいろなことに関わらせていただいている中で、小学校や中学校の教育の中でもそういったものが取り入れられているということは前々から聞いておりました。

では秋山委員さん、よろしくお願いします。

秋山委員 特別支援教育課の秋山です。

学校教育での障害理解という部分については、私も非常に重要だと思っております。特にそれぞれの年齢とか発達段階に応じた障害理解というのが非常に大事だなというふうに感じています。

学校では、総合的な学習の時間とか、あとは道徳の時間、最近では各教科の中にもそういった項目があって、子どもたちは障害理解についていろいろ学んでいます。さらに最近では障害理解というだけじゃなくて、いわゆる多様性を学ぶ、多様性を認める、尊重するというようなことも含めて学習しています。

すごく子どもたちの様子を見ていて感じるのは、例えば小学校の低学年の子でもいろいろなことを学ぶとすごくそれが身についていくというところがあるなということに改めて感じました。例えば先日、障害理解教育に取り組んだ学校があって、そこでは低学年の子たちにWHOで出しているICFという考え方を先生が簡単に説明をしたそうなんです。障害の社会モデルというやつがあるんだという話をし

たそうなんですけれども、そうしたら小学校低学年の子どもでも、その後に聞いた
ら「先生、社会モデルっていうのがあってね」と、こう私に一生懸命説明をして
くれたというエピソードがありまして、やはり子どもたちによりわかりやすく伝えて
あげるといふ、そういう知識理解の部分でわかりやすく伝えてあげるといふことが
大事だなということと、あわせてやはり知識理解だけでなく体験として学んでい
く、その2つが合わさることですごく育っていくんじゃないかなんていうふう
に思っていました。

今の子どもたち、特にここ数年はメディアとかでも非常に障害について扱うもの
が多いので、子どもたちの様子を見ていると障害理解、障害についての関心が非常
に高いというふうに感じています。アニメとかいろいろなテレビのドラマなんかで
もずいぶん取り上げられているので、子どもたちの捉え方というのもすごく積極
的だなというふうに思っていました。ですから、そういった意味では学校でもいろ
いろ教材を使って子どもたちは学んでいるので、例えば教材の一つとして使えるよ
うなものがあると、子どもたちもより学びにつながるのかなと。例えば難しい言葉
ではなくて、何かわかりやすい版の条例の解説とか、あとは今子どもたちに1人1
台タブレット端末なども配布されていますので、何か動画を見て簡単に「障害って
何だろう」と考えることができるものがあるとか、そういったものを通じて、より
子どもたちの障害理解が深まっていくのではないかなんていうのを感じたところ
でした。

以上です。

会 長 秋山委員さん、ありがとうございました。
このところで、ほかにご意見はございますか。
次の議題もございますので、後で戻ってご意見いただいても結構ですので、進め
させていただいてよろしいでしょうか。

協議事項

(2) 条例の見直しに係るテーマ別の議論5について

会 長 続いて、協議事項（2）条例の見直しに係るテーマ別の議論5について、事務局
からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。
(小幡課長) 協議事項（2）のうち、条例の見直しに係るテーマ別の議論5につきましてご説
明いたします。

資料は2-2「条例見直しに係るテーマ別の議論5」をご覧ください。

議論の5では、1の「議論のテーマ」として、第3章のうち、第15条「相談」、
第16条「助言又はあっせんの求め」、第17条「助言又はあっせん」、第18条「勸

告」，第19条「公表」，第20条「仙台市障害者差別相談調整委員会」といった，差別に係る相談体制に関する条項について議論をお願いします。

この部分につきましては，2の「論点」にございますとおり，差別相談体制について，国の法改正等も踏まえ，見直すべき点，新たに盛り込むべき点があるかという視点でご検討いただければと思います。

3の箱囲みのところに議論のポイントをまとめております。

相談体制に関しても，議論のポイントが2つございまして，まず1つ目として条例そのものの見直しに関する視点です。国の法改正，基本方針の改定案では，国とか地方公共団体が差別相談に対応する人材の育成と確保，こういったことについて明記されました。

また，2つ目として，差別に関する相談体制の整備というところのためにどのような施策が必要かという視点です。関係団体からのヒアリングなどで，相談窓口の認知度の低さ，敷居の高さに係る課題があるというところであるとか，メールを活用した相談などへのご意見をいただいたところでございます。

このような議論のポイントも含めまして，幅広い視点でご議論いただければと思います。

なお，この資料の2-2の後段では，ただいまご説明した議論のポイントに関するこれまでのご意見とか条例制定時の考え方，国の基本方針の改定案などをまた整理してございますけれども，議論の前提として，仙台市の差別に係る相談体制とその取り組みについてまず最初にご説明させていただきたいと思っております。

資料はそのまま4ページにお進みください。

7の「本市における障害を理由とする差別に関する相談の流れについて」をご覧ください。

差別に関する相談につきましては，まず各区役所の障害高齢課，宮城総合支所の障害高齢課，秋保総合支所の保健福祉課，それから仙台市の障害に関する専門公所であるウエルポート，はあとぽーと，南北アーチル，加えて仙台市から委託している16の相談支援事業所，三角形のように書いておりますけれども，これらの事業所なり窓口を相談窓口というふうにしてございます。

また，相談窓口が開いていない時間帯にいつでも相談できるように，差別解消相談ダイヤルというものを24時間365日開設しております，そこに電話とかファクスで寄せられた相談は，障害企画課を経て適切な窓口につなげられるという流れとなっております。

寄せられた相談に対しましては，各区役所，宮城総合支所障害高齢課に配置されている差別解消の相談員，こちらを中心に対応していくというところでございます。

相談員は中立の立場で，相談者であるとか訴えられた相手方から丁寧に話を聞きまして，双方が歩み寄ることのできる提案なども行いながら，今後も相手方のサービスを利用しながら地域での生活を継続できるように，相談員が調整を図っているというようなところでございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

一方で、相談員の対応によっても事案が解決しない場合、そういうこともございますので、障害者差別相談調整委員会というところに申し立てがなされるということになっております。委員会では、調整の上、助言、あっせんを行いますけれども、そうした助言、あっせんに正当な理由なく応じない場合には、市長による勧告、公表なども行いながら、差別解消が図られるように進めていくというような流れとなっております。

こうした相談の体制がございますが、その実績につきましては、先ほど差別解消の取り組みのご説明の際に使いました8月の協議会の参考資料1、条例に係る取り組みについて、こちらのほうをご覧ください。

1の相談体制の整備というところで、(1)相談の件数を掲載してございます。令和3年度につきましては、相談の件数の合計は33件というところでございました。

障害種別の内訳としましては、同じく令和3年度で身体障害が11件、知的障害が4件、精神障害が14件となっております。例年の傾向として身体障害、精神障害の方からの相談が多くなっているという状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、相手方への対応状況というところでございます。

令和3年度では、33件の相談のうち、相談者が対応を希望しまして相手方に連絡調整を行った事例が11件、相談者が対応を希望せずに、連絡調整を行わなかった事例が22件ございました。

また、相談員の調整では解決しない場合に事案を調整する(2)の障害者差別相談調整委員会ですけれども、平成28年度の条例施行時からこれまでの間、申し立てのあった件数は1件のみにとどまっております。

(3)の障害者差別解消・虐待防止連絡協議会でございますけれども、差別・虐待に関する相談対応、それから権利擁護に携わる関係機関のネットワークを構築しておりまして、相互に連携した支援が行えるように、お互い協力体制をとっているものでございます。

ページをお進みいただきまして、その構成機関としましては、法務局であるとか労働局、当事者団体や社会福祉協議会、教育委員会、各相談機関、こういったところが協議会に参加しているというところでございます。

以上のように、差別解消に係る相談体制を仙台市としても整備しているところではございますが、こういった差別相談、それから差別対応の実績なども鑑みまして、これまでの取り組みで見直すべき点であるとか、新たに取り組むべき施策などについてございましたら、皆様のご議論をお願いしたいと考えてございます。

条例の見直しに係るテーマ別の議論5の説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項(2)テーマ別の議論5について事務局よりご説明いただきました。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

それでは、皆様に協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

今日まだご発言いただいていない方、前のところの分でも今のところでもどちらでも結構ですので、ご発言いただければ。はい、子吉委員お願いいたします。

子吉委員

宮城県経営者協会、子吉です。

ただいま仙台市さんのほうから相談の流れとかについてご説明いただき、ありがとうございました。

ちょっと事業者の側からすると、後日相談されたり、対応について協議されたりすることはもちろん必要だと思うんですけども、理想的にはその現場の時点で何らかの解決策がとれば良いと思うんですけども、その辺の何か対応というのは何か方法はあるのでしょうか。

会長

では事務局、お願いいたします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

今、子吉委員からお話ございましたとおり、一番いいのはその場で事案がうまく調整されて解決するというようなところがいいところなのかなと思います。ただ、なかなか事案が発生した現場そのものに相談員が急行してというところになると、それは言ってみれば当事者からの相談がないままに急に現場に行くというような対応になるかと思しますので、なかなか難しいところなのかなと思います。

ただ、一方で、その現場でどうやって対応したらいいかというところなんですけれども、やはり何がしかの差別だというふうに言われるときには、実際に不当な差別的取り扱いであるとか合理的配慮の不提供というところを障害のある方が感じられて、たぶん訴え出られているというところがございます。そうしたときに、何でそういうようなお話になっているのかであるとか、どういったところをサポートすればうまく、例えばサービスの利用であったりお買い物であったり、そういったことができるのかというのを、障害のある方への配慮というところもそうなんですけれども、1人のお客様からのご意見として受け取っていただいて、それに対してどういう対応ができるのかというのを、お店なり事業者なりのほうでお考えいただき、その場で対応できることについてご提案いただく、そうしたお一人お一人との対応というふうに考えていただけると、スムーズに回るのではないのかなというふうに考えております。もちろんその中で、障害があるからこそその配慮の申し出というのはあるかと思っておりますけれども、それでも答えはその相手からのお申し出の中で、こういうことをしてほしいというところの中にあるかと思しますので、そうしたお客様対応という観点からの対応をしていただけると非常にありがたいというふうに考えております。

以上です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

会 長 子吉委員さん、よろしいでしょうか。

子吉委員 もう1点いいですか。

会 長 どうぞ。

子吉委員 ありがとうございます。

先ほど、8月10日の参考資料1の2ページ目で、相手方への対応状況とありまして、連絡調整なしという部分が結構な割合であるんですが、これというのは事業所のほうではこういうケースというのは連絡が来ないから認識できないというか、そういう状況なんですかね。

会 長 お願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

今の相手方への対応状況、連絡調整なしというのは、まさに今おっしゃったとおりでして、何かトラブルがあったとき、後日に相談窓口のところにいらっしゃって、これこれこういうことがあったんだというようなことをお話しされていくわけですね。ただ、相談員が対応したときに、「相手方にこういったところについてお話しして、状況を伺ってもいいですか」というようなことをご本人に聞くと、「いやいや、そこまでしなくてもいいんだ」というようなことを申し出られて、私たちのほうも相手方へのアプローチというところがそこでストップしてしまうというような事例になっております。そのため、もちろん相手方の事業者の方には、そういったトラブルが起きていたんだよというような情報は伝わらないということになりますので、またそのトラブルの元になる対応の部分がうまく解決されないままになってしまうというのは否めないところです。

会 長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

子吉委員 はい、大丈夫です。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見いただけますでしょうか。はい、高橋委員さん、お願いいたします。

高橋(秀)委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

今のというか、差別に関する相談のことなんですけれども、もちろんそのお店だったり、差別だと思われるところが仙台市内であれば、相談員がいろいろお話を聞

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

いてくれて、対応して、解決の方法を探っていけるんだと思うんですが、全国チェーンのような場合だったりしたときに、仙台市にあるお店には相談員が行ってお話を聞いてくれるんだと思うんですが、その店では「上でこのようになっているから、うちではそれに従っているだけです」となったときに、仙台市の相談員はその次の、いわゆる本店だったり、それが東京だったり北海道するかもしれませんが、そういうところまで話を上げてくれるものなのではないでしょうか。例えば私の経験で言いますと、ある居酒屋に入ったときに、非常に横柄な態度で、私に対して「あなた、メニューは読めませんよね」といった瞬間に言われたんですね。これはちょっと私もカッと頭に来て、「入ってきたお客さんに「読めませんよね」とって、それって私を拒否しましたね」と言ったら、「いや、そういうわけではありませんが、白杖を持っていたので、読めるか読めないか確認したんです」と、そういう言い方をしたんですね。それを仙台のどこに電話したか忘れましたが、相談して、確かにお店のほうにはお話をしていただいたそうです。でも、仙台市内のところまでは相談を受けてお話をしますが、チェーン店で、それが東京だったり札幌だったり、そちらには連絡しませんと言われたんですね。それってやはりちゃんと、何というんですかね、相談して、差別を解消しようという方向であるのだから、条例ではそこまで範囲ではないということなんでしょうけれども、そういうふうにはちゃんと相談を引き継げる、全国どこにでも連絡できるような調整システムが必要ではないのかなと思います。仙台市がそれをやれということではありませんが、そういう仕組みになっていかないと、結局日本全体が差別を解消していくという方向に行かないんじゃないかなと思って、お話しさせていただきました。

会 長 ありがとうございます。
 事務局、お願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) ちょっと相談の対応について補足させていただければと思います。

今高橋委員からお話があった、全国チェーンの場合どうするんだというところなんですけれども、これまで過去にあった相談の対応の中からちょっとお話しさせていただくと、やはり全国チェーンの何がしかのお店でそうしたトラブルがあったという相談は受けたことがあって、その店舗にももちろん対応について確認はいたしますが、そこで「やはりこれは本部に言ってもらわないと、ちょっとうちの店舗の中では何ともならないんです」というようなことを言われた際には、もちろん本部のほうまでご連絡して、対応させていただいていたというところはございます。

また、過去にあった事例では、県外の観光地に行ったときに、ちょっとうまくない対応をされたというようなご相談もありまして、そのときにはその県外の観光地のほうにもいろいろご連絡して、どんな対応だったかというのを確認したような事例もございました。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

また、市内のお店の対応について、県外から来られたお客さんがいて、いろいろ後ほどご相談いただいたというところもあって、それは市内の事業者だったので、仙台市としても対応できたというようなところもございましたので、もろもろそういった事案が解決できるような調整を、相談員が中心になって今対応しているところです。

以上です。

会 長 高橋委員さん、よろしいでしょうか。

高橋（秀）委員 ありがとうございます。ちょっと安心しました。やはりそうあるべきだなと思っていたので、今私が事例で言った話はたぶん条例ができたかできる前かぐらいの話なので、今の相談員さんはちゃんとそのようにしてくれるんだということで、安心しました。ありがとうございます。

会 長 ぜひ皆さんも、そうなっているんだよという、ちゃんと、どこであっても対応してもらえるんだよというのを広めていただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

ほかにご発言いただいている方、いらっしゃいますが、どなたかご発言いただけますでしょうか。鎌田委員さん、いかがですか。

鎌田委員 民生委員をやっております鎌田でございます。

いろいろ議論を聞いておまして、なかなかやはり私たちの場合ですと啓蒙活動においてしっかりとしなくちゃいけないなというのを改めて感じているところでありまして、さらにパンフレットとかも、そういえば昔いただいたこともあるなというのがあるんですけども、そのときにやはり一つ一つの説明はなかなかないでなくて、渡されたままだったなんていう感じで、ちょっと反省しております。ということで、民生委員としても千五、六百人、仙台市内でもいるんですけども、やはりその中で啓蒙というか、せっかくのパンフレットが生きるような形では渡さない駄目かなというか、ちょっと私自身を含めての反省でございますので、ちょっとすみませんが、そういうことを考えると、いろいろなパンフレットをいただくんですけども、その説明をどういう形ですかという、民生委員は民生委員の中で例会があって、地区の例会なので20人ぐらいのグループですので、説明は通りやすいと思いますので、その際にポイントを押さえて説明できるようなものがあればもっといいのかなと思っておりました。

それからもう1点。仙台市さんとか宮城県もそうなんですけれども、いろいろなイベントなんかの公演とか、事業の後援とかがあるんですけども、パンフレット、そういうところにも必ず載せるというか、条件じゃないですけども、今もあるかもしれない、ちょっと私も認識していなかったんですけども、そういうところの

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

条件としてポスターの一部にはそういう部分を入れちゃうとか、やはり今はスマホが多いので、それこそYouTubeでも何でもいいですけども、バーコードなりというか、認識するものがあると、もっとわかりやすいのかなとか、そういうふうに思っていました。

やはり今後、一番は目につく場所にしっかりとあるという関心を向けていかないと、なかなかそこから中に入っていけないので、ここのパンフレットにたどり着けるような方策をもう一回考えていかなくちゃいけないし、私たちもちょっとその部分の啓蒙というか、すごい感じさせていただいていますので、しっかりと勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。

会長 鎌田委員さん、ありがとうございました。

日頃から民生委員さんには自分の担当地域にお住まいの障害者の方について、気にはしているんですけども、なかなか接点を持つことが難しいとか、いろいろお話をいただいていることもありますけれども、こういったパンフレット等々を上手に使っていただいている部分については重要なことだと思いますので、今ご発言いただきましたことが少しでも進みますようにということで、共有していけることができると思います。ありがとうございました。

では片桐委員さん、いかがでございましょうか。

片桐委員 片桐綾太郎です。よろしくお願いします。

就労に関してでいいですか。何回か、今ちょっとバイトというか、しているんですけど、半年前ぐらいから就労したときに、ハローワークに行っていて、一般就労系でずっと探していたんですけど、たまに障害者も可という求人があったので面接を申し込みました。そのとき自分は初めてのリモート面接で、自分でADHDの説明とかもしたんですけど、そしたら会社の人から「どういったサポートが必要ですか」と聞かれて、「サポート？うん？何だ？」となってしまっ。これまで5回くらい面接を受けてどこへ行っても聞かれるんですけど、いつもどう答えてよいか分からずに悩むことが多いですね。

それから高校生の時、支援学校だったんですけど、ケーキとかカフェ系で働きたかったんですけど。でも、やはりスキルがないと駄目なので、努力というか、自分で努力しないとそういうのはやはり入れないですよ。やはりどこに行っても会社が欲しい人は、ごく当たり前なんですけど、スキルを持っていて、ある程度できる人をやはり欲しがります。コミュカというか、しゃべれないといけないし、飲食って。

支援学校って、とりあえず働かせればいいという考えがある気がするんです。障害者たちが自立して働いて、1人でやっていけるようにするということであると。それは理解しているんですけど、大体は清掃の仕事とか農作業がメインなんで、夢は追いかけれられないですよ。

会 長 片桐さん、すごいわかりやすくしゃべってくれていると思うんですね。僕はどうしても支援者という立場なので、「どんなサポートをすればいいですか」と言われて答えられなかったということについては、支援している立場としてはすごく申し訳ないなというふうに思っています。一緒にいろいろなことを考えていく中で、適切な支援を受けていけば差別を受ける比率も低くなると思うんです。本当にそういった支援ってとっても大切で、そういったことについてやはり、あと最後に、やはりショックだったのは「夢を追いかけれない」と言われちゃったから、そこも支援者としてすごく恥ずかしいと思って私は聞かせてもらっていて、ここにはそういう立場の人がたぶん少なからずいると思うので、共有をしながら、前に進むことができるようにしていくということが大切だなというのは改めて思いましたので、今日はここまでにしておきますけど、遠慮なく発言をしていただいて、せっかく委員になったので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。以上です。

片桐委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

会 長 では、ごめんなさいね、順番のようにして申し訳ないんですが、伊藤さん、ご発言いただけますでしょうか。

伊藤委員 みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤英孝です。よろしくお願ひします。

私が小学生のときは、障害を持っている学生は障害者用の学級に入っていたんですね。普通は1年1組とか2年1組とかそういうふうなクラス名だと思うんですけども、けやき組というふうな障害を持った子ども専用の学級があったんですね。その先生は、ちゃんと苗字があったんですけども、けやきの先生、けやきの先生と呼ばれるような、何ていうんでしょう、障害を持った同い年の子どもと触れ合って、ちゃんと一緒に学校に通っていたことはいいと思うんですけども、何か特別、自分たちとは違うような生徒がいるクラスみたいなイメージをもって、小学校のときに私通っていた覚えがあります。私は高次脳機能障害は後天の障害なので、高次脳機能障害にかかる前はそういうふうには思っていたんです。でも……、何ていったらいいんでしょうね、すみません、難しいな。特別な人たちがいるクラスというふうな見方をするのはちょっと今の私としては違和感を感じていて……、すみません、ちょっとうまく言葉が選べません。すみません。

会 長 ありがとうございます。

昔そういう気持ちを持ったということについてお話をいただきました。またこのことについてもみんなで共有をしながら、これからいろいろなことを考えていくこ

とができればというふうに思います。伊藤さん、貴重なご意見ありがとうございました。

では、前に進めたいと思いますが、奥田委員さん、よろしいでしょうか。

奥田委員

愛泉会の奥田と申します。よろしく申し上げます。

私のほうなんです、先ほどありました差別や合理的配慮というところなんです、なかなか就労難があっても、就労場所によっては、企業によっては、障害者の理解がなかなか乏しいというところもありまして、やはりそういった意味では就労先、つまり企業と、それから先ほどありましたいろいろな企業や、それから一般の福祉就労的なところでも、障害者の方が入ったときに、なかなか仕事を覚えるのが難しいということが一つ、いじめだったり虐待だったりに発展することがよくあると思うんですね。実際に私どもの障害者施設でも、就労させたところで自分がいじめられているとか、そういったところが自分から発信できるご利用者の方はいいいんですが、なかなかやはりそれが発信できないご利用者の方に対して、これは行政と企業が連携をしながら、そういった援助というか、障害者の方に対する企業側、それから行政側とマッチングしながら、そういった方々に対していろいろな悩みだったり、それから仕事の段取りだったりわからないということがよくあるので、そういったところをよく相談できるようなサポーターがそばについているとすごくありがたいと思うんですね。今までにもやはりこういったご意見が結構出ているんですが、大きな企業ですと実現可能なんです、なかなか中小企業だとやはり難しい部分があるとよく企業側から言われるんですよね。仕事をしながらサポーターをする、利用者の方に対して支援をするのが難しいんだというお話を聞くと、やはりそういった意味では、今は就労センターなんかもあるんですが、なかなか就労センターだけでは賄えないといいますか、そういったところがあるので、その辺の部分でうまく宣伝、商工会だったりそういったところでうまく企業側と障害者側のマッチングができるような、また、すごくこれいいなと思ってずっと見ていたんですけど、企業側もやはり障害者に対する理解を深めるためには、こういった冊子で研修会なんかを開いていただくのもいいのかなと思うんですね。障害者に対する理解がやはりなかなか難しいという、障害者の方もいろいろ障害特徴があるので、それを理解しながらしていただくというところでは、すごく障害者の方ももちろんなんです、企業側も一緒に学べる機会があれば、もっとスムーズな就労が進むのではないかなと、こう感じています。

あと、もう一ついいですか。

以前、今小学校とか中学校で福祉の勉強がいろいろあったり、あとは中学校ですと障害者の施設に体験学習という形で、コロナ禍になってからはなかなか難しいんですが、いろいろな障害の方と触れ合う機会があるんですね。それで、これは余談なんです、たまたま障害者の中学校で体験をした女の子が、大学卒業のときに、その方は保母の実習でいらしたときに、前に体験したんですよという話で、障害者

の方と触れ合うことがすごくよかったということで、そのまま実は就労、私どもの施設に入っていた方がいたんですね。そういった意味では、小さいときからやはり障害者の方と触れ合うことがすごく大切なことだと思うんですね。

事例集は、小学校とかにも配布していらっしゃるんですかね。小学校とかに、この事例集をもしのできるのであれば配布していただいて、福祉のいろいろな勉強の教材として使うのはすごくいいなと思って、すごくわかりやすく、表紙もすごくかわいらしいので、こういったのがもし可能であれば、なお一層福祉を小さいときから積み重ねていけるのかなと思いますし、実際に介護の学校はあっても福祉の学校ってないんですね、養成の学校というのが。そういった意味では、小さいときから慣れ親しんで、福祉に進んでくれればいいのかと感じていました。

長くなりましたけれども、ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、中嶋委員さん、お願いしたいと思います。大変長らくお待たせいたしました。

中嶋委員

まず一つ、先ほどの秋山先生のお話を受けまして、子どもたちに対する障害理解というところで、さきに10代から30代の若い方たちを対象としたウェブを活用した広報の実施ということが挙げられましたので、こういったことを子どもたちのほうにも広げていったらいいのかなというふうに思いました。

それから、就労支援といったところでは、就労移行支援の事業所のサポートは大学4年生も数年前から活用できることになりましたので、そういったことをまだまだ知らずに、就職活動、非常に内定にたどり着けなくて、疲弊している学生さんもたくさんいらっしゃるのが事実ですので、こういった事業所のサポートを受けられる、そして就職後も定着支援なども受けられる、それから必ずしも障害者手帳がなくても利用できるんだよというようなところを広げていく、伝えていくということも、ものすごく必要かなというふうに感じています。

それから、ちょっとまた別な角度のお話になってしまいますけれども、今障害理解という点では、至るところに障害者用の駐車スペースがございますけれども、せっかく設けていただいているんですが、例えば幅的にすごく狭かったりとか、あるいは店舗やその利用施設の規模からするととても数が少なかったりとかという残念なことも見受けられます。また、よく目にするのは、最近は障害者用のスペースということなので、高齢者の方とか、あるいは小さいお子さんを連れた方とか、妊婦さんとか、いろいろな方が利用できるような工夫といいますか、取り組みをされていると思うんですが、やはり車椅子専用というふうに書かれていると、実際車椅子ではないんだけど、どうしてもここに駐車させてもらいたいんだよねというようなことになったときに、やはりためらってしまうというか、とめられないというか、そういったこともありますので、そのあたりもありますので、そのあたりも、

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

何というんでしょう、誰もが使いやすいような環境づくりということに努めていけるような取り組みといたしますか、していただけたらいいのかなというふうに思います。

すみません、日々生活している中で気づいた点などをお話しさせていただきました。

会 長 ありがとうございます。

とても重要なお話だと思っておりますし、なるほどと思って聞かせていただいております。ありがとうございます。

これでご意見は一周して、三浦副会長お願いします。

副 会 長 東北福祉大学の三浦と申します。

前半の部分で、皆さんの話を聞いていて、差別とか排除というのはこういうふうに起きるんだと、本当に気づかされるが多かったんですが、いわゆる重身、重症心身障害の方たちの状況というのは姿があまり見えてこないなというところがまず一つ気になっているところです。就労とか、なかなかそぐわない場面も多いのかもしれないんですけども、医療の場でも当然あるでしょうし、ちょっとそのあたりが見えてこないということが気になったところです。

あと、後半の議論では、特に総合相談のレベルでちゃんと話を聞いているかどうか、ちゃんとニーズを掘り起こしているのかなというのがすごく心配です。先ほどの片桐委員の話は、相談での話ではないんですけども、相談場面ができれば「どのようなサポートが必要ですか」と聞くのが相談ではなくて、「仕事をするに当たって何か心配なことはありますか」とかというふうに聞くのが相談なわけですけども、なかなかそのあたりがちゃんとできていないと、本当に困っていることや差別を受けていることがあっても、それがなかなか表示できないということもあろうかと思うので、確かに体制の整備は大事なんですけど、一つは技術的なものというのもある程度のレベルが必要なんじゃないかなと思いつながら話を聞いていました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

重身のところで、重身には医療があまり必要ない在宅の方とか、もう少し補足をお願いしてもいいですか。

副 会 長 県の自立支援協議会の子ども部会なんかでも、医療的ケアが必要な子どもの地域生活サポートとか学校生活のサポートのあたりのことは視点があるんですけど、重身の方は必ずしも医療的ケアが常時必要とは限らない、そういう方もいらっしゃるって、なかなかそういう方に対しては医療的ケアという視点からも光が当たらなかったりしている。それから、従来から入所をしている方が非常に多い。最近になって

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

地域生活をというふうに言われているんですけども、入所施設がいっぱいで、地域生活をサポートできるような、いわゆる緊急時の対応とかということができていないというか、そういう状況があって、なかなか地域に行って重身の人が暮らしにくいという状況が改善されないというところはあると思うんですね。このあたりも、言ってみれば社会的な排除の一つの形かなとも思いますので、少し情報の収集とか、これからしてみるべきじゃないかなというふうに思っていたところです。以上です。

会 長 ありがとうございます。皆さんと共有しておいたほうが、あまり日の当たらない部分でしたので、あえてご説明をお願いしたところでございます。ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますでしょうか。時間も過ぎておりますので……、はい、片桐委員さん、お願いします。

片桐委員 さっき奥田委員さんが言ったやつで、ちょっと気になった発言があったんですが、障害者との「ふれあい」という言葉をやめませんか。どういう意味で言っているんでしょうか。

会 長 どう感じたかというのを話してもらったほうがいいと思うんですけども。

片桐委員 どう感じたか。ふれあい、ふれあいて、そんな、動物ふれあいパークじゃないんですから、人ですし、普通に職場体験とか、そういう障害者がいるところの体験と言ったほうがいいんじゃないでしょうかね。以上です。すみません。

会 長 要望としてということで。

奥田委員 わかりました。

会 長 それでは本日はここまでということにさせていただいてもよろしいでしょうか。では、協議事項（2）のテーマ別の議論5につきまして、以上とさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

（6）その他

会 長 次第5、その他でございますが、まず事務局からお願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

一つ、議論とは関係なく、イベントのお知らせをさせていただきたいと思います。本日、机上に「ポッチャフェス in 仙台」というチラシをお配りさせていただいて

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

おりました。こちらは何かというと、東北大学が中心になりましてこのボッチャフェスの実行委員会を立ち上げまして、老若男女、障害の有無にかかわらず、まちに出て交流したいというようなところがありまして、その交流するきっかけになるように、まちの中の様々な場所で誰もが楽しめるボッチャを行うというものになっています。まちづくりの観点から、ハードだけじゃなくてソフトの面でも、誰もがまちに出てこれる、そんなまちにしたいというような思いを持って行うようなイベントとなっております。

どこでやるかということなんですけれども、9月23日から、旧さくら野百貨店と昔の仙台ホテルの跡地にあるEDEN、その間の青葉通を、片側の部分、車道を何本か封鎖しまして、そこに人工芝などを敷いて、少しオープンカフェなどのイベント会場にする、そんな社会実験があるんですけれども、その社会実験の中の一つのイベントとして、9月23日から9月25日の間、時間にして10時半から15時半、ボッチャのコートを設けて、ふらっと来て誰でも楽しめる、そんなボッチャの体験会をやるというふうになってございます。

また、私どものほうで毎年開催させていただいている、先ほどもお話のあったウエルフェア、10月2日に勾当台公園で行いますけれども、そちらのほうでもボッチャフェスを開催いたしますし、また11月3日の青葉区民まつりのほうでも行う予定としております。

やはりまちの中に出て交流するということの中で、障害の有無にかかわらずというふうにご案内しておりますけれども、例えば子どもさんとかが集まってきてやるという姿はよく見かけられますけれども、障害のある方にもぜひまちに出てきていただいて、そうしたボッチャ体験をしていただく、障害の有無にかかわらず体験できる、そんなイベントとしたいと考えておりますので、委員の皆さんにもご来場いただければと思いますし、お知り合いの方、それぞれの団体の中でお知らせいただければというふうに考えております。ぜひたくさんご来場をいただくとありがたいと考えてございます。特に事前の申し込みなどは必要ございませんので、ふらっと来てボッチャを楽しんでいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ぜひ皆さん、お休みの日ですから、よろしく願いしたいというふうに思います。

ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

本日は少々時間が延びてしまいまして申し訳ありません。

何もなければ、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

(7) 閉 会

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

事務局
（小西係長）

大坂会長，ありがとうございました。

最後に，事務局より3点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

1点目は，本日の議事内容に関することになります。

本日の議事録については，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正意見などをいただきまして，事務局で修正作業を行いまして，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料について，追加のご意見，ご質問などございましたら，机前にお配りしておりますご意見票にて，来週の火曜日，9月13日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は，後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は，次回の協議会の日程になります。

委員の皆様へはすでに開催の案内をお送りしておりますが，次回は10月12日の水曜日に開催いたします。会場は本日と同じこちらの会場となりますので，よろしく願いいたします。

3点目は，10月29日の土曜日に開催するココロン・カフェに関することになります。

こちらもすでに委員の皆様にご案内をお送りしておりますが，当日ご参加いただける委員の皆様につきましては，9月16日金曜日までに担当までご連絡をお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは，以上をもちまして令和4年度第4回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，誠にありがとうございました。

署名人 柴田和子

